



令和5年（2023）3月29日

第414回町議会臨時会の日程について

【概要】

猪名川町議会は、3月30日（木）午前10時から第414回議会臨時会を開会し、町長提出案件「控訴の提起について」を審議する。

審議する議案は1議案で、神戸地方裁判所令和3年（ワ）第494号国家賠償請求事件について、令和5年3月24日に言い渡された判決に対して不服があり、控訴を提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるもの。

※議案書等資料あり。

問い合わせは、＜町長提出案件の内容＞については、総務課（TEL 072-766-8708）へ。

第414回臨時会提出案件一覧表

整理 番号	議案 番号	提出年月日	区分	件名	所管課
1	22	R5. 3. 30	訴えの提起	控訴の提起について	総務課

議案第22号

控訴の提起について

神戸地方裁判所令和3年(ワ)第494号国家賠償請求事件について、令和5年3月24日に言い渡された判決に対して不服があり、次のとおり控訴を提起するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年3月30日提出

猪名川町長 岡 本 信 司

1 当事者

控訴人 猪名川町

被控訴人 個人

2 事案の概要

本件は、被告の町民であった原告が、被告の庁舎内の議会会派室として利用されている議員控室への立ち入りや委員会等の傍聴を不当に妨げられ、これによって精神的苦痛を被ったなどと主張して、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づき、慰謝料320万円の支払いを求める事案である。

3 判決の内容

- (1) 被告は、原告に対し、1万円を支払え。
- (2) 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- (3) 訴訟費用は、これを100分し、その1を被告の負担とし、その余は原告の負担とする。

4 控訴の趣旨

- (1) 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。
 - (2) 被控訴人の上記取消しに係る部分の請求を棄却する。
 - (3) 訴訟費用は、第1審、第2審とも被控訴人の負担とする。
- との判決を求める。

5 訴訟遂行の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 必要がある場合は、上告し、又は和解する。